

袋井市立三川小学校いじめ防止基本方針（令和7年度）

ーはじめにー

この袋井市立三川小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために施行されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

（2）いじめの防止等のための基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの理解を促していく。

ア いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気づくりに努める。

イ いじめの未然防止のために、児童一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。

ウ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。

エ いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・市教委や児童支援室などの関係機関およびスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携して速やかに対応する。

オ 生命や心身、財産に重大な被害が生じている事案のほか、児童ポルノ関連を含むインターネット上のいじめ等の場合は、直ちに警察に相談、通報し、警察と連携して対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

（1）「所属感・自己有用感・安心感」を感じることができる学級づくりを行う。

（2）生徒指導の実践上の視点である「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行う。

（3）日常の教育活動で人権感覚を養う内容を意識して企画し、実践する。

（4）異年齢集団での活動や学校行事、児童会活動などで、児童が所属感や自己有用感を味わうことのできるよう、特別活動の充実を図る。

（5）社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動を充実する。

（6）人間関係プログラムや学級活動等を活用し、児童自らが課題解決を図るための人間関係の充実をする。

（7）スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部機関と連携し、計画的・組織的な児童の心のケアを行う。

（8）学校として、特に配慮が必要な児童については、定期的にケース会議を行い、児童の特性を踏まえた組織的な支援及び指導を行う。

- (9) いじめの事例研究、カウンセリング演習など、実践的な内容の校内研修を行い、教職員の資質能力の向上を図る。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉え、いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢をもつ。

(1) 日常の対応（児童が発するサインを見逃さないための児童理解と情報共有）

- ア 児童の様子について、学級担任と生徒指導担当が情報の共有をする。
- イ 児童相互の人間関係や心の様子を観察・把握する。
- ウ 担任は、児童の気になる表れを打ち合わせ等で報告し、情報共有を行う。
- エ 出入りの教員や養護教諭、級外職員は、授業や学校生活での児童の様子について、気付いたことを日常的に担任に報告し、情報共有を行う。
- オ 日頃から児童の心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめ調査の実施

いじめ調査として、心のアンケートを年3回実施する。

(3) いじめ相談体制の充実

- ア 児童との面談（担任以外も積極的に児童に関わる）
個人面談（年3回「心のアンケート」を実施し、その後、問題をかかえる児童と面談する）
- イ 保護者との教育相談の実施（随時・必要に応じて）

(4) Q - U検査の実施（5月と10月）

年2回、5月と10月に3年生以上の学年で実施。結果を受けた校内研修を行い、学級経営に生かす。

(5) インターネットによる問題への対応

- ア ネットパトロール
ネットパトロールの結果を基に、ネット上において、問題のある行為をした児童及び保護者に対して、適切な指導を行う。
- イ ウィズメディアへの取組
年1回11月に家庭と連携してメディアの使い方やルール、マナーについて考える。また、その結果を活用して、保護者への啓発も行う。
- ウ メディア講座の実施

4 いじめの早期解決のための取組

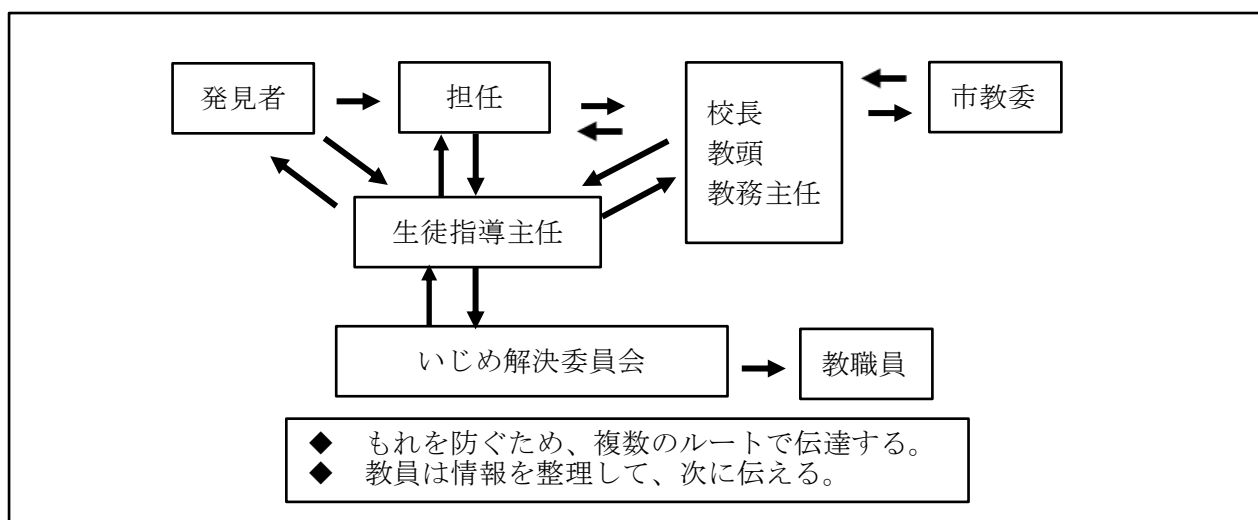
(1) 児童の情報の共有

気になる児童の情報を見たり聞いたりした時点で、その情報を必要な職員が共有することで、いじめへの早期の支援と指導を行う。

- ア 迅速な情報伝達
- イ ケース会議における情報共有の第一報（事実を伝える）
- ウ 職員会議及び打合せにおける全職員の情報共有

(2) いじめを認識した場合

- ア 報告
いじめを発見した場合、発見者は担任と生徒指導主任にすぐに報告する。その際、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのようにしたか）の事実を報告するとともに、記録に残す。教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として対応をする。



イ 児童指導・保護者対応

いじめ解決委員会（ケース会議）を開き、解決に向けた支援と指導の方針を立てる。（構成員は別に定める）

<いじめられている児童、保護者への支援>

- 学級担任から、被害児童の保護者に連絡し、事情と今後の指導方針について十分説明し、了解を得る。
- 該当児童の心のケアを行う。
 - ・ 担任や関係職員との面談
 - ・ 家庭訪問による相談（担任・関係職員）
 - ・ 関係機関（育ちの森）と連携（保護者・該当児童のカウンセリング）
 - ・ スクールカウンセラーとの連携（保護者・該当児童のカウンセリング）
 - ・ スクールソーシャルワーカーとの連携

（保護者・こども若者家庭センターとのコーディネート等による連携）

<いじめている児童、保護者への指導>

- いじめの非に気付かせ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを伝える。
- 保護者へ学校の指導方法について十分説明し、家庭の理解・協力を得る。
- 丁寧な個別指導を行い、安易な謝罪ですませず、児童が相手の心の痛みを理解し、自らの生き方をじっくり考える機会をもつ。
- いじめに至った原因や背景を踏まえ、再発防止に向けて継続的な支援をする。
- 必要に応じて、いじめた児童に対しても心のケアを行う。
- 児童の生命、心身もしくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがある場合は、警察に通報し援助を求める。

<他の児童への対応>

- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じだということを指導する。
- いじめをなくすための勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、集団としても個人としても再発を防ぐための手立てを指導する。

（３）いじめが解決した後

ア 継続的な経過観察と支援

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安に止んでおり、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要である。解決したと思っていたいじめ

が再発する場合もある。保護者と連携しながら、経過観察を続けていく。必要に応じて、いじめ解決委員会（ケース会議）を開催し、問題の再検討や追加の支援策を検討する。また、進級・進学の際には、確実な引継ぎを行う。

イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) 三川小いじめ解決委員会（ケース会議）

ア 目的 学校いじめ防止基本方針の検証や緊急時（重大事態等）へ対応する。

イ 構成員＜校内＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任
＜外部＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
こども支援課 支援係、警察 等

ウ 活動内容・方針と児童への指導計画を立てる。

- ・いじめられている児童、保護者への支援
- ・いじている児童、保護者への指導
- ・他の児童への指導

エ 開催時期

いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

(2) 三川小いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

ア 目的 校内のいじめ等の防止

イ 構成員 全職員

ウ 活動内容・児童理解と情報の共有、方針の確認

- ・児童情報の共有（児童の様子や指導の経過など）打合せの中で行う。
- ・Q - Uから見た集団づくり
- ・対応についての話し合い

エ 開催時期・生徒指導委員会として年1回（5月）

- ・Q - U研修会（8月、11月）
- ・毎月の打ち合わせの中で実施する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（法第二十八条）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当期間とは、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態と判断した場合の対応について。

ア 重大事態の調査組織の設置

イ 情報収集（事実関係を明確にする）

ウ 情報の提供

エ 調査結果の報告

オ 必要な措置

7 学校いじめ防止基本方針の策定と啓発

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるように努める。また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、児童、保護者、関係機関等に説明する。